



第5章

教育・保育及び地域子ども・
子育て支援事業の量の見込み
と確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育提供区域は、見込み量の算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、保護者が居住地の区域を越えて教育・保育サービスなどを利用することを妨げるものではありません。

第1期計画では教育・保育提供区域の設定について、「区域を超えた利用があり、利用実態や施設運営の状況と異なる恐れがあるため、市全域を1つの単位に設定し、その上で事業によっては地域を考慮して確保方策を検討する必要があります。」としました。

本市においては、本計画の他方で、これまで基本的には小学校区ごとに施設を整備する考え方で12小学校区に公立保育園を18園、児童館を14館設置し、身近な地域での子育て支援サービスの提供に努めてきました。

この市の基本姿勢から考えれば、第2期計画では、教育・保育提供区域を小学校区など複数設定することで、基本目標2の「身近な地域における助け合い・支え合いができるまち」の実現を目指すところですが、本市においては市制施行後50年を経過し、市全体で施設の建替え等についても検討する時期となっていることから、教育・保育提供区域の複数設定については、今後も継続して検討するものとし、本計画では市全域を1つの単位に設定することとしました。

本計画における教育・保育提供区域は、1つの単位としていますが、第2期計画の5年間の施策においては、小学校区など子どもや保護者が居住する身近な場所において、教育・保育・子育て支援サービスが利用できる環境づくりを進めます。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、教育・保育給付認定における1・2・3号認定に区分します。また、保育園の利用要件である「保育の必要性の事由」について、次のとおり定めています。

以下のいずれかの事由に該当すること

① 就労

・毎月60時間以上就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働等、基本的にすべての就労を含む。）ことを常態とする場合

② 出産の前後 ③ 疾病等 ④ 介護 ⑤ 災害 ⑥ 求職活動 ⑦ 就学

⑧ 虐待・DV ⑨ 育児休業 ⑩ その他 上記に類する状態として市町村が認める場合

上記の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて保育必要量を設けることとなります。また、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

		保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳	3号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	—		
		保育短時間利用（最長8時間）			
3～5歳	2号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	1号認定	教育標準時間利用 （標準4時間）	
		保育短時間利用（最長8時間）			

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
			120時間以上	120時間未満 60時間以上	60時間未満		
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD	
	120時間未満 60時間以上						
	60時間未満		タイプC'				
未就労			タイプD			タイプF	

↑ 保育の必要性あり
 ↑ 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 - タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 月 60~120 時間)
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 60 時間未満)
 - タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 月 60~120 時間)
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 60 時間未満)
 - タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
- 育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」を算出する項目 ● ● ● ● ● ● ● ●

下記の1～11事業については、全国共通で見込み量の算出を行います。

【 教育・保育 】

	対象事業 (認定区分)		事業の対象家庭	調査対象年齢	
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育園		ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定		

【 地域子ども・子育て支援事業 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
4	延長保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	共働き家庭など	1～6年生
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の一時預かり)	就労時間短家庭 共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	3～5歳
	(その他)	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
9	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	すべての家庭	0～5歳 1～3年生 4～6年生
11	利用者支援事業	すべての家庭	子育て中の 親子(妊婦含む)

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」があります。アンケート調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国の動向や本市の実情を踏まえ、今後の方向性を明記します。

(3) 「量の見込み」の推計方法のステップ ●●●●●●●●

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。

ステップ1

～家庭タイプの算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭タイプがあります。

ステップ2

～潜在家庭タイプの算出～

ステップ1の家庭タイプからさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭タイプでアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭タイプ別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭タイプを掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭タイプ等に潜在家庭タイプ別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、病児病後児保育事業や放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）まで各年度の見込み量が算出されます。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 保育園、幼稚園等事業 ●●●●●●●●

【事業概要】

保育園は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

【現状】

本市内には、令和元年（2019年）10月時点で保育園26園（公立保育園18園、私立の保育所1園、認定こども園1園、小規模保育事業6園）及び幼稚園5園があります。保育園・幼稚園の市内在住児童の入所状況について、保育園は、0歳、1・2歳児童は増加傾向で、3歳以上は横ばいとなっています。幼稚園は著しく減少しています。

対応施設	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳保育が 必要
		教育希望 が強い	左記以外		
	幼稚園		保育園		
平成27年（2015年） 10月1日	1,741	1,746	738	110	
平成28年（2016年） 10月1日	1,688	1,729	774	122	
平成29年（2017年） 10月1日	1,635	1,750	809	129	
平成30年（2018年） 10月1日	1,517	1,715	873	147	
令和元年（2019年） 10月1日	1,506	1,752	880	149	

【今後の方向性】

保護者の就労状況や新制度による入所要件の緩和で、特に0歳児から2歳児までの保育ニーズが見込まれます。

量の確保に当たっては、民間保育事業者の施設整備に対する補助等により、保育の受け皿の確保を図ってきましたが、引き続き、待機児童を生じないよう計画的な施設整備や保育士の確保を行っていきます。

また、2号認定の幼稚園への通園が見込まれ、子育て家庭のニーズに合わせた幼稚園の預かり保育事業による対応が必要となることから、引き続き市内の幼稚園に継続的な事業実施を働きかけます。

【令和2年度（2020年度）】

		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要	
			教育希望 が強い	左記以外			
見込み量		1,155人	277人	1,842人	974人	215人	
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	252人	2,138人		898人	172人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない ※1を除く	1,259人	-		-	-
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	-	-		107人	45人
	上記以外	幼稚園及び預かり 保育(長時間・通年)	277人	-		-	-
	合計		1,788人	2,138人		1,005人	217人
過不足分（提供量－見込み量）		633人	19人		31人	2人	

【令和3年度（2021年度）】

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外						
見込み量			1,121人	277人	1,828人	971人	227人
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	252人	2,138人		872人	172人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない ※1を除く	1,259人	-		-	-
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	-	-		133人	57人
	上記以外	幼稚園及び預かり 保育(長時間・通年)	277人	-		-	-
	合計		1,788人	2,138人		1,005人	229人
過不足分（提供量－見込み量）			667人	33人		34人	2人

【令和4年度（2022年度）】

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外						
見込み量			1,047人	267人	1,746人	999人	238人
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	252人	2,138人		846人	172人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない ※1を除く	1,269人	-		-	-
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	-	-		159人	69人
	上記以外	幼稚園及び預かり 保育(長時間・通年)	267人	-		-	-
	合計		1,788人	2,138人		1,005人	241人
過不足分（提供量－見込み量）			741人	125人		6人	3人

【令和5年度（2023年度）】

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
				教育希望 が強い	左記以外		
見込み量			1,001人	263人	1,706人	1,007人	250人
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	252人	2,138人		822人	172人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない ※1を除く	1,273人	-		-	-
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	-	-		185人	81人
	上記以外	幼稚園及び預かり 保育(長時間・通年)	263人	-		-	-
	合計		1,788人	2,138人		1,007人	253人
過不足分（提供量－見込み量）			787人	169人		0人	3人

【令和6年度（2024年度）】

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
				教育希望 が強い	左記以外		
見込み量			972人	263人	1,694人	1,013人	263人
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	252人	2,138人		802人	172人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない ※1を除く	1,273人	-		-	-
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	-	-		211人	93人
	上記以外	幼稚園及び預かり 保育(長時間・通年)	263人	-		-	-
	合計		1,788人	2,138人		1,013人	265人
過不足分（提供量－見込み量）			816人	181人		0人	2人

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、保育園等で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用者数	877人	946人	1021人	884人
実施箇所数	18か所	19か所	19か所	23か所

※利用者数は、保育時間が18時から19時までの実利用者数
 ※平成27年度(2015年度)から利用者数を把握

【アンケート等から捉えた現状と問題点】

平日に利用している定期的な教育・保育事業では、「18時台」から「19時台」の利用終了時間の割合は18.7%となっています。一方で、「18時台」から「19時台」の利用終了時間を希望する割合は20.2%となっていることから、延長保育事業についての潜在的なニーズはおおむね充足していることがわかります。

【今後の方向性】

延長保育事業対応のために保育士の配置をすることで、保育園の実利用定員分の提供が可能であるため、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、延長保育を行います。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	974人	975人	966人	963人	967人
実施箇所数	29か所	31か所	33か所	35か所	37か所
提供量	974人	975人	966人	963人	967人
過不足 (提供量－見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ●●●●●●●●

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場などを提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
1～3年生	595人	626人	656人	660人	711人
4～6年生	21人	59人	76人	101人	94人
計	616人	685人	732人	761人	805人
実施箇所数	14か所	14か所	14か所	15か所	15か所

1日あたりの平均利用者数

【アンケート等から捉えた現状と問題点】

「女性の年齢別就業率」は平成22年度（2010年度）と27年度（2015年度）を比較して全体的に就業率が増加していることや、「就学児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所」では、放課後児童クラブが平成25年度（2013年度）調査の31.2%から平成30年度（2018年度）調査では37.8%（公立・民立の合算）と6.6ポイント増となっており、「放課後児童クラブの状況」の利用児童数増加に影響していると考えられます。

また、「母親の就労意向（就労者の就労意向）」では、フルタイムへの就労希望の割合が大きく伸びていることや、「母親の就労意向（未就労者の就労意向）」でも「1年より先、一番下の子どもが、（ ）歳になったころに働きたい」では、平成25年度（2013年度）調査の52.5%から平成30年度（2018年度）調査では60.1%と7.6ポイントの増加が見られ、今後、放課後児童クラブの利用時間帯の変化や子ども人口に対する放課後児童クラブの利用者数が増える可能性も示唆しています。

一方、子ども人口は、「年齢別就学児童数の推移と推計」から、平成30年度（2018年度）の7,177人をピークに令和6年度（2024年度）の6,700人まで年々減少傾向にあります。

これらの状況から、保護者の放課後児童クラブの利用ニーズとしては高い数値を維持もしくは増加しつつも、子ども人口の減少により放課後児童クラブの利用者数は令和4年度（2022年度）の901人をピークに減少していく見込みです。

しかし、前述のとおり利用時間帯の変化や子ども人口に対する放課後児童クラブの利用者の割合が増えることは、ニーズの多様化に繋がるものと考えられます。

【今後の方向性】

子どもが安全・安心に過ごすことができるように、利用時間帯の変化に伴う長時間利用者に対応するため、開所時間が長い民間放課後児童クラブへの支援等の充実を図ります。

また、子ども人口に対する利用割合が高まることによるニーズの多様化に対応すべく、特別な支援を必要とする児童への配慮など、職員の研修内容等の充実を図ります。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量 (1年)	319人	319人	334人	320人	305人
見込み量 (2年)	238人	253人	242人	253人	243人
見込み量 (3年)	197人	186人	189人	181人	189人
見込み量 (4年)	87人	97人	88人	89人	85人
見込み量 (5年)	36人	36人	39人	35人	36人
見込み量 (6年)	8人	9人	9人	9人	8人
計	885人	900人	901人	887人	866人
実施箇所数	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所
提供量	1,460人	1,460人	1,460人	1,460人	1,460人
過不足 (提供量-見込み量)	575人	560人	559人	573人	594人

(3) 子育て短期支援事業 ●●●●●●●●

保護者の疾病や仕事などにより、家庭における養育が一時的に困難になった児童について、施設で必要な養育を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

(年間)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用者数	23人	6人	6人	14人	7人
実施箇所数	4か所	4か所	5か所	5か所	5か所

利用者数は年間の延べ利用者数

【アンケートなどから捉えた現状と問題点】

「この1年間に、冠婚葬祭、家族の病気などの保護者の用事により、子どもを「泊りがけで」家族以外にみてもらわないといけないことはあったか」の質問で、「あった人」のうちの1年間の対処方法は、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が77.8%と最も高くなっている中で、「仕方なく子どもを同行させた」の割合が22.2%となっており、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもが潜在的にいることがわかります。

【今後の方向性】

子育て家庭において、一時的に養育困難になった児童を施設で必要な養育を行う事業であるため、ニーズは限られているものの、必要な事業であり、今後も引き続き実施します。

(年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	20人	20人	20人	20人	20人
実施箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
提供量	20人	20人	20人	20人	20人
過不足 (提供量-見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 地域子育て支援拠点事業 ●●●●●●●●

乳幼児親子の交流、親同士の情報交換や仲間づくりを支援するため親子が安心して気軽に立ち寄れる場を提供するとともに、子育てに関する相談、情報提供、助言その他の支援を行います。

(月平均)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用者数	5,956人	6,985人	7,270人	7,871人	7,919人
実施箇所数 (子育て支援センター)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
実施箇所数 (児童館)	—	14か所	14か所	14か所	14か所

利用者数は0歳～2歳児の月間延べ利用者数

児童館は平成27年度(2015年度)から地域子育て支援拠点として位置付けたもの

【アンケートなどから捉えた現状と問題点】

「現在、地域子育て支援拠点事業(子育て広場、つどいの広場など)を利用していますか」の質問で、「地域子育て支援拠点事業(子育て広場、つどいの広場など)を利用している」の割合が23.2%、「その他市が実施している類似の事業を利用している」の割合が5.2%となっています。

「利用していない」の割合が71.9%と高くなっていますが、保育園の入所となる3歳以上では、「利用していない」の割合が9割を超えています。

【今後の方向性】

様々な子育て支援事業を実施する子育て支援センターと、最も保護者に近い地域子育て支援拠点施設である児童館のそれぞれの役割分担を整理し、両施設の持つ特性を活かして連携することでより地域における子育て支援の充実につなげていきます。

(月間)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量		8,016人	8,065人	8,114人	8,163人	8,212人
提供量	子育て支援センター	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	児童館	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所

(5) 幼稚園等における一時預かり事業 ●●●●●●●●

幼稚園及び認定こども園（教育認定）が、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて実施する事業です。

(年間)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用者数	20,427人	18,833人	23,743人	22,067人	26,107人
実施箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

利用者数は年間の延べ利用者数

【アンケートなどから捉えた現状と問題点】

「子どもを預かるサービスを不定期に利用したか」の質問で、「利用していない」の割合が83.8%と最も高くなっており、「幼稚園の預かり保育」の割合については6.7%となっています。

事業の年間利用希望日数では、「幼稚園の預かり保育」の平均が9.59日となっており、5歳では11.28日と最も高くなっています。

幼稚園における一時預かり事業を実施していく中で、利用しやすい環境づくりに努めて行く必要があります。

【今後の方向性】

幼稚園及び認定こども園（教育認定）の一時預かり事業は、1号認定による利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制を充実していきます。また、2号認定による利用者についても、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

(年間)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	1号認定	1,568人	1,522人	1,422人	1,360人	1,321人
	2号認定	44,111人	44,116人	42,472人	41,851人	41,888人
	計	45,679人	45,638人	43,894人	43,211人	43,209人
実施箇所数		5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
提供量		60,912人	60,912人	60,912人	60,912人	60,912人
過不足 (提供量－見込み量)		15,233人	15,274人	17,018人	17,701人	17,703人

(6) 保育園、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）などにおける一時預かり事業 ● ● ●

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園、子育て支援センター、その他の場所で一時的に預かる事業です。

(年間)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
保育園利用者数	404人	346人	452人	418人	385人
子育て支援センター利用者数	708人	595人	754人	1,118人	1,295人
ファミリー・サポート・センター利用者数	576人	548人	845人	749人	1,199人
計	1,688人	1,489人	2,051人	2,285人	2,879人
実施箇所数	21か所	21か所	21か所	21か所	21か所

利用者数は年間の延べ利用者数

【アンケートなどから捉えた現状と問題点】

「子どもを預かるサービスを不定期に利用したか」の質問で、「利用していない」の割合が83.8%と最も高くなっており、「一時預かり（緊急一時保育）」の割合については3.8%となっています。

事業の年間利用希望日数では、「一時預かり（緊急一時保育）」の平均が8.77日となっています。

仕事と育児の両立による一時預かり事業へのニーズの他、核家族化や女性の就労継続による身近な支援者の不在により、各一時預かり事業に対するニーズは、引き続き高い水準で推移すると見込まれます。

今後も、一時的に保育が困難となり支援を必要とする時に各事業につながるよう、事業の周知や情報提供に努めていく必要があります。

【今後の方向性】

保育園や子育て支援センターでの一時預かり事業を継続するとともに、ファミリー・サポート・センターの援助会員の確保に努めます。

(年間)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見 込 み 量		2,897人	2,918人	2,955人	2,931人	2,909人
実 施 箇 所 数		21か所	21か所	21か所	21か所	21か所
提 供 量	保 育 園	936人	936人	936人	936人	936人
	子 育 て 支 援 セ ン タ ー	3,192人	3,192人	3,192人	3,192人	3,192人
	フ ァ ミ リ ー ・ サ ポ ー ト ・ セ ン タ ー	1,584人	1,584人	1,584人	1,584人	1,584人
	計	5,712人	5,712人	5,712人	5,712人	5,712人
過 不 足 (提 供 量 - 見 込 み 量)		2,815人	2,794人	2,757人	2,781人	2,803人



子育て広場

(7) 病児・病後児保育事業 ●●●●●●●●

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由で、保護者が養育できない場合に、児童を保育する事業です。

(年間)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
病児病後児保育 事業利用者数	7人	118人	139人	173人	206人
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

利用者数は年間の延べ利用者数

平成27年5月より病児病後児保育事業を実施（それまでは病後児保育事業を実施）

【アンケートなどから捉えた現状と問題点】

「この1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるか」の質問について、「あった」が85.0%となっています。その対処方法として、「母親が休んだ」と70.8%が回答していることから、多くの保護者は緊急的に家庭での養育を実施していることがわかります。

「父親が休んだ」、「母親が休んだ」を選んだ人で「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」との回答は35.3%と潜在ニーズがあることがわかり、希望している人の家庭環境などを踏まえた真のニーズを分析する必要があります。

【今後の方向性】

平成27年（2015年）5月より、公立西知多総合病院の敷地内において病児・病後児保育を開始し、毎年利用者数が増加しています。アンケート調査結果からは、潜在ニーズがみられますが、病児病後児保育は子どもの体調の回復、祖父母の預かり等によるキャンセルが多く、実際の利用者数は見込み量を下回る傾向があります。

一方で、インフルエンザ流行時期等は、利用希望者が提供量を上回る場合があることから、市内の医療機関に対し病児病後児保育事業の実施の働きかけを行うなど、円滑な事業実施に取り組みます。

(年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	855人	857人	856人	858人	852人
実施箇所数	1	1	1	1	1
提供量	876人	876人	873人	876人	876人
過不足 (提供量－見込み量)	21人	19人	17人	18人	24人

(8) ファミリー・サポート・センター事業（就学児童） ●●●●●●●●

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（援助会員）が会員となつて、一時的に有償で子どもを自宅などで預かる相互援助活動組織です。依頼会員は小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

(年間)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
依 頼 会 員	515人	511人	553人	552人	559人
援 助 会 員	118人	112人	109人	96人	87人
両 方 会 員	69人	62人	52人	53人	45人
利 用 者 数	192人	377人	633人	726人	867人

利用者数は年間の延べ利用者数

両方会員とは、依頼会員と援助会員の両方を兼ねる人

【アンケートなどから捉えた現状と問題点】

ファミリー・サポート・センター事業の利用希望として、低学年、高学年共に0.0%である。利用希望の割合とは逆に、利用実績は年々増加し平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までの利用者数は230%の増加率となっているため、今後も利用者の増加を見込み、サービスが必要な人が利用できるよう制度の周知に努める必要があります。

【今後の方向性】

依頼件数が増加する一方で、援助会員数は減少しているため、依頼会員のみでなく援助会員増加のため、事業周知や登録時の講習会実施方法などの取り組みに努めます。

(年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見 込 み 量	1,033人	1,024人	1,024人	1,025人	1,005人
提 供 量	1,584人	1,584人	1,584人	1,584人	1,584人
過 不 足 (提供量-見込み量)	551人	560人	560人	559人	579人

(9) 利用者支援事業 ●●●●●●●●

気軽に相談できる機会を提供するため、身近な場所での相談窓口として、しあわせ村に妊産婦・子育て総合相談窓口、子育て総合支援センターに子育て相談窓口を設置し、情報提供、助言等の必要な支援とともに、関係機関との連絡調整、連携を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

①子育て相談窓口

子育て支援専門員を配置し、子どもへの関わり方や、個々の状況に応じた子育てサービスに関する情報提供を行うとともに、サービスが円滑に利用できるように対応しています。

②妊産婦・子育て総合相談窓口

母子保健コーディネーターを配置し、母子健康手帳交付時の面接指導を行い、支援を必要とする妊婦の支援プランを作成して継続的な支援を行います。また、妊娠中の心配事や子どもの発育・発達、離乳食、予防接種などの相談に対応します。

【現状と問題点】

「就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先」の質問で、「子育て支援センター」13.5%、保健センター（しあわせ村）8.0%となっています。子育て家庭に広く利用者支援事業を周知して、相談先の認知度を高めるとともに、多様化している相談に対応するため、関係機関との連携強化を図る必要があります。

【今後の方向性】

早い時期から個々の状況に合わせた子育てサービス等につなげ支援をするため、今後も育児不安感・困難感等を抱え支援を必要とする世帯が、必要な時に適切なサービスにつながるきっかけとなる各相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関との連携の強化を図っていきます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(10) 妊婦健康診査 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に基づき、健やかな子どもを産み育てるため、妊娠期の異常の早期発見、早期治療を目的として健康診査を行う事業です。

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
健診受診者 (1回目)	1,169人	1,211人	1,164人	1,127人	1,045人
県外補助分 (1回目)	11人	9人	8人	5人	9人

【現状と問題点】

妊娠11週までに妊娠届出を行う人が95%で、大多数の人が妊娠初期から妊婦健診を受けています。しかし、妊娠12週以降の人が約5%おり、妊娠初期の健診受診や保健指導の機会を逸している状況です。今後も早期の妊娠の届出を促す必要があります。

【今後の方向性】

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い子どもやその保護者を取り巻く環境が急速に変化し、子育てに不安を感じる人も増えており、育児支援の要望も増加しています。産科などの定期受診を行わず、出産間際に初めて医療機関を受診する飛び込み出産など母子ともに危険な出産もあります。今後もホームページなどで妊婦健診についての情報を周知するとともに、早期の妊娠の届出を促し、適切な保健指導や治療に努めます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推 計 値	1,064人	1,060人	1,050人	1,042人	1,035人
実 施 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所 県内及び県外医療機関 ・実施体制 妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には補助金を交付 ・検査項目 一般妊婦健診、子宮がん検診、B型肝炎抗原検査、梅毒検査など ・実施時期 妊娠期 				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業 ●●●●●●●●

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を、助産師・看護師・保健師が訪問する事業です。

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
出生数	1,209人	1,207人	1,210人	1,130人	1,172人
訪問数	1,100人	1,095人	1,111人	1,082人	1,009人
訪問数 (市外へ依頼分)			36人	43人	34人
訪問率	91.0%	90.7%	94.8%	99.6%	89.0%

【現状と問題点】

出産直後の不安の強い時期に実施するのが望ましく、里帰り期間の長期化により、訪問時期が生後4か月頃になる場合もあります。育児不安や養育困難などが継続しないよう、早期の訪問が必要です。

【今後の方向性】

里帰り出産などの何らかの事情を除き、必要な家庭に早期に訪問できるようにします。特に、育児不安や養育困難などを把握し、継続した子育て支援につなげます。

また、里帰り出産が長期化する場合は、里帰り先自治体へ訪問を依頼するなど全員へ支援が届くようにします。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計値	1,064人	1,060人	1,050人	1,042人	1,035人
実施体制	助産師・看護師・保健師が生後4か月までの乳児家庭に対して全戸訪問を実施している。里帰り先の市町村や、医療機関などと連携を取り、全家庭の状況の把握に努める。				

(12) 養育支援訪問事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

養育困難な家庭、配慮が必要な家庭などに対して、養育に関する専門的な相談指導・助言を行う保育士・助産師・保健師、家事援助などを行うヘルパー・育児経験者などの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
訪 問 件 数	432件	503件	433件	406件	167件

【現状と問題点】

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を、関係部署の保健師、助産師、保育士等専門スタッフが連携して取り組み、平成29年度（2017年度）から特に妊娠期から産後の支援の充実を図り、早期に支援に入れる仕組みが整ってきています。これにより重症化し長期化する件数が減少しているものの、育児困難感等を抱え支援を必要とする世帯が一定数あるため、引き続き関係部署の連携を密に支援に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

今後も引き続き、保育士、ヘルパー、助産師、保健師又は育児経験者などの派遣を行い、定期的な支援により養育者の不安や負担感の軽減、育児スキルの向上を図りながら、児童虐待の未然防止の視点からも訪問による支援を実施していきます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推 計 値	188件	188件	189件	188件	186件
実 施 体 制	乳児家庭全戸訪問事業などにより、養育上、支援が必要な家庭には、保育士、ヘルパー、助産師、保健師又は育児経験者などを派遣し、継続的な訪問を実施している。				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●

特定教育・保育施設などの利用者負担額については、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設が独自に額を決めて徴収を行う実費負担の部分について、低所得者等の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

本市では、令和元年（2019年）10月からの幼児教育・保育の無償化より、国が設定した実費徴収に係る補足給付である「新制度に移行していない幼稚園等の利用者に対する副食費の補助」を実施するとともに、国の基準に該当しない第3子以降の児童に対しても、市独自の施策として補助を実施しています。

【今後の方向性】

事業の拡充については、国や愛知県の動向を踏まえるとともに、市民ニーズなどを把握して検討していきます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	300人	292人	274人	263人	256人
提供量	300人	292人	274人	263人	256人
過不足 (提供量－見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

※市独自施策分を含む

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●●●●

安心こどもプランの推進や子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向け、事業の拡大をはかることが必要な保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業に参入する事業者への支援を促進していくことが必要となっています。

【今後の方向性】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるために、事業運営や事業実施に関する相談・助言、事業実施に当たった連携先の紹介など、運営を支援します。

5 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、適切な情報提供等を行うなど、認定こども園への移行を検討する既存の幼稚園に対し、移行支援を行います。また、認定こども園に対する市民の理解が得られるよう、今後は市民に対して様々な媒体を利用しながら、広く認定こども園についての周知に努め、利用の促進を図ります。

さらに、子どもやその保護者が安心して教育・保育サービスを利用できるよう、現在実施している保育士や幼稚園教諭の合同研修を継続し、それぞれの資質の向上を促します。

6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年（2019年）10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

そのため、この新たな給付について、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。



第6章

計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

本計画の適切な進行管理を進めるため、施策の状況について把握するとともに、「東海市子ども・子育て支援会議」において点検・評価し、その結果を公表し、また、必要な対応を実施するものとします。

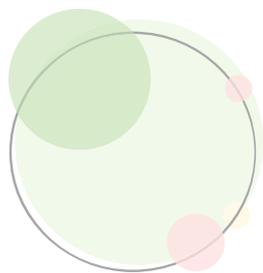
「施策の展開」については、第6次東海市総合計画などの成果指標の推移を評価・分析することにより、事業の検証を行います。

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」について、年度ごとに見込み量と確保方策を示していることから、毎年実施状況及び進捗状況を管理し、利用者の動向などをみながら、翌年度の事業展開に生かしていきます。

2 国・県等との連携

本計画に掲げる取り組みについては、本市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を進めます。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止対策の充実・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援・障害児施策の充実など専門的かつ広域的な観点からの県との連携・推進、また、県を通して、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請します。



參考資料

1 本制度により制定した市の条例

(1) 東海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 ●●●●●

平成26年9月30日条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準)

第2条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）で定める基準をもってその基準とする。

附 則

1 この条例は、市長が定める日から施行する。

(平成27年規則第1号で平成27年4月1日から施行)

2 この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業を行っている場所に設ける遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)のうち、その面積が第2条の規定に適合しないものについては、市長が定める日までの間、当該規定中専用区画の面積に関する部分は、適用しない。

(平成27年規則第2号で平成32年3月31日)

(2) 東海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 ● ● ● ●

平成26年9月30日条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準)

第2条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）で定める基準をもってその基準とする。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

(平成27年規則第4号で平成27年4月1日から施行)

附 則（令和元年条例第45号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(3) 東海市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 ● ● ● ●

平成26年9月30日条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準)

第2条 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）で定める基準をもってその基準とする。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

(平成27年規則第5号で平成27年4月1日から施行)

2 東海市子ども・子育て支援会議

(1) 東海市子ども・子育て支援会議設置要綱 ●●●●●●●●

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子どもの教育・保育、子育て支援事業を総合的に進めることを目的とし、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、東海市子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 東海市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 東海市次世代育成支援行動計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童福祉関係団体を代表する者
- (3) 商工業者で組織する団体を代表する者
- (4) 子育て支援事業を実施する特定非営利活動法人を代表する者
- (5) 幼稚園関係者
- (6) 主任児童委員を代表する者
- (7) 保健所の職員
- (8) 小学校又は中学校の教員
- (9) 市内に住所を有する者
- (10) 市の職員

3 市長は、前項第9号の委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別な理由があるときは、委員の任期中であっても解嘱することができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ、開くことができない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民福祉部女性・子ども課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月2日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の平成25年度東海市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱第3条第2項の規定による次世代育成支援対策地域協議会の委員である者は、改正後の東海市子ども・子育て支援会議設置要綱（以下「新要綱」という。）第3条第2項の規定により会議の委員に委嘱し、又は任命されたものとみなし、その任期は、新要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議設置要綱 ●●●●●●

(設置)

第1条 東海市子ども・子育て支援事業計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

東海市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。

東海市子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。

その他子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長及び7人以内の委員をもって組織する。

2 委員長は、女性・子ども課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、市長が委員を命じた職員とする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 推進会議においては、委員長が議長となる。

3 委員長は、必要に応じて、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民福祉部女性・子ども課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(3) 東海市子ども・子育て支援会議委員名簿 ● ● ● ● ● ● ● ●

役職区分	氏 名	所属団体等
会 長	中村 強 士	日本福祉大学社会福祉学部准教授
会長職務代理者	深谷 陽 子	東海市保育事業協会副会長
委 員	古谷 仁彦	東海市子ども会連絡協議会会長
	新美 真由美	東海市立名和東児童館 母親クラブ会長
	雪丸 唯	東海市立加木屋南保育園 保護者会副会長（書記）
	今脇 啓二	東海商工会議所事務局長
	鳴海 啓子	特定非営利活動法人 学童保育ざりがにクラブ理事
	水越 省三	葵名和幼稚園園長
	小野 敬江	主任児童委員
	杉原 孝子	知多保健所 健康支援課長
	関川 植美	渡内小学校校務主任
	曾田 実峰	公募
	服部 淳子	公募
川口 満子	大田保育園園長	

(4) 東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議委員名簿 ●●●●●●●●

役職区分	氏 名	課等名	職名
委員長	辻 聡子	女性・子ども課	課長
委 員	早川 祐子	健康推進課	指導保健師
	増山 勇也	国保課	統括主任
	高橋 佳史	学校教育課	指導主事
	清雲 瑞紀	社会教育課	主事
	天木 大祐	商工労政課	主幹
	橋 洋子	幼児保育課	課長
	草場 利津子	幼児保育課	指導保育士
事務局	山内 ふみえ	女性・子ども課	統括主任

(5) 協議経過 ●●●●●●●●

東海市子ども・子育て支援会議

回		開催日	協議内容等
令和元年度	第1回	令和元年 7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期子ども・子育て支援事業計画の課題について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定方針について
令和元年度	第2回	令和元年 10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年度	第3回	令和元年 11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
令和元年度	第4回	令和2年 1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について ・パブリックコメントの実施結果について

東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議

回		開催日	協議内容等
令和元年度	第1回	令和元年 9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期東海市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年度	第2回	令和元年 10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期東海市子ども・子育て支援事業計画（案）について ・子ども・子育て支援会議での質問事項について
令和元年度	第3回	令和元年 12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期東海市子ども・子育て支援事業計画（案）について ・パブリックコメントの実施結果について

3 地域子ども・子育て支援事業（13事業）の用語説明

No	事業名称	事業概要
①	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、保育園等で通常の利用時間帯以外での保育を実施する事業
②	放課後児童健全育成事業	保護者が労働などの理由により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
③	子育て短期支援事業	保護者が疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
④	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（例：子育て支援センターなど）
⑤	一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育園や子育て支援センターなどにおいて、一時的に預かる事業
⑥	病児・病後児保育事業	子どもが病中又は病気の回復期にあつて、集団保育が困難な期間、保育園や医療機関などに付設された専用スペースにおいて保育及び看護ケアを実施する事業
⑦	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを手助けしてほしい乳幼児や小学生の保護者（依頼会員）と手助けをしたい人（援助会員）が共に会員になって行う相互援助活動に関する連絡・調整をする事業
⑧	利用者支援事業	妊娠期から子育て期の相談窓口で、妊娠・出産・子育て相談をはじめ、保育園や幼稚園、地域の子育て支援事業などの情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
⑨	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業
⑩	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業
⑪	養育支援訪問事業	養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるよう、保健師・助産師・保育士・ヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行う事業
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業

4 指標の説明

No	指標名	算出方法
1	子育てがしやすいまちであると感じている人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数／アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 まちづくり指標11	
2	子どもの教育について学校、家庭、地域の連携が十分にできていると思う人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数／アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 まちづくり指標17	
3	多様な保育ニーズに対応できる場所があると思う人の割合	市民アンケート「子育てがしやすいまちである」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」かつ、理由として「多様な保育ニーズに対応できる場所がある」と回答した人の数／アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 成果指標 8-1-2	
4	気軽に相談できる機関がある障害者（その家族）の割合	市民アンケートで「「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人（家族の中に障害者手帳の交付を受けている方）の数／アンケート回答総数（家族の中に障害者手帳の交付を受けている方）×100
	第6次総合計画 成果指標 7-2-2	
5	地域で子どもを育む活動をしたことのある大人や若者の割合	市民アンケートで「はい」と回答した人の数／アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 まちづくり指標12	
6	地域全体で子どもが育っていると感じている人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数／アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 成果指標 11-2-1	
7	子育て支援センターを利用した延人数	子育て総合支援センター、北部子育て支援センター及び南部子育て支援センターの年間延べ利用者数
	—	
8	児童館総来館者数	児童館の年間延べ利用者数
	第6次総合計画 まちづくり指標13	
9	市や地域が開催した親子又は子ども対象の事業が充実していると思う人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数／アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 成果指標 9-2-2	

No	指標名	算出方法
10	地域で行われる異年齢交流事業の参加者数	1年間に地域が活動主体となり、子どもや大人の異年齢交流をとおして地域ぐるみで子どもの成長を進めている事業の参加者数
	第6次総合計画 成果指標 11-2-2	
11	さまざまな立場の人が働きやすい環境が確保されていると思う人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 まちづくり指標 38	
12	法を上回る基準の育児介護休業制度を規定している事業所の割合	事業所アンケートで「規定している」と回答した事業所の数/アンケート回答総数×100
	男女共同参画基本計画	
13	保育園の待機児童数	1年間に保育園に入所できなくて待機している児童の数(4月1日及び10月1日現在の待機児童数) ※待機児童:調査日時点において、入所申込書が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない者(認可外保育施設利用料補助金を受けている者を除く)
	第6次総合計画 成果指標 8-1-1	
14	結婚応援活動(自主事業・サポーター事業等)事業の開催回数	結婚応援センターの自主講座・結婚応援サポーター事業の年間開催回数
	—	
15	子育てに関して気軽に相談できる機会があると思う人の割合	市民アンケート「子育てがしやすいまちである」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」かつ、理由として「子育てに関して気軽に相談できる機会がある」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 成果指標 8-2-1	
16	妊娠届出書を妊娠満11週以内に届けた人の割合	1年間に妊娠届出書を提出した人(出産後に届け出た人を含む)のうち、妊娠満11週以内に届けた人の数/妊娠届出総数(出産後に届け出た人を含む)×100
	—	
17	乳児(4か月児)健診において「ゆったりとした気分で子と過ごせるか」に「はい」と答えた人	乳児(4か月児)健診において「ゆったりとした気分で子と過ごせるか」に「はい」と答えた人
	第3次総合福祉計画指標 38	
18	不妊治療助成金申請件数	1年間の不妊治療費助成金の申請件数
	—	

第2期 東海市子ども・子育て支援事業計画

令和2年（2020年）3月発行

発行者：東海市

編集：東海市 市民福祉部 女性・子ども課

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

(052) 603-2211、(0562) 33-1111(代)